

北九州市暴力団排除条例

逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民の生活や社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって市民、事業者その他市内において活動するもの（以下「市民等」という。）に多大な脅威を与えている本市の現状にかんがみ、本市からの暴力団の排除（以下「暴力団の排除」という。）に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策の方針等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民が安全に、安心して暮らせる社会を確保し、及び本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 趣 旨

本条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものである。

2 解 説

(1) 暴力団は、市民生活の場に深く介入し、活動資金を獲得するために暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えている。

過去に北九州市内では、暴力団排除活動に積極的に取り組んでいる方の経営する飲食店に爆発物が投てきされる事件や、企業やその関係者宅、地域の暴追リーダー宅に対する発砲事件が毎年のように発生し、市民の安全で平穏な生活を著しく脅かすとともに、公平な経済活動に支障を来すなど、本市の社会経済活動の発展にも著しい悪影響を与えている。

本条は、北九州市のこのような厳しい暴力団情勢にかんがみ、これらの不安要因を排除するために、市民等が一体となって市民生活や社会経済活動から暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を実現することなどをこの条例の目的とすることを明確に示したものである。

なお本条の「暴力団の排除」との規定は、市民等が一丸となって社会悪である暴力団に厳しく対峙するという決意を表記したものである。

(2) 「市」とは、市役所、市教育委員会などの市の執行機関のすべてをはじめ、市議会など地方公共団体総体としての北九州市を指す。

(3) 「市民」とは、市内に住居（人の永続的な生活の本拠地をいい、住民登録の有無は問わない。）を有する者を指し、「その他市内において活動するもの」とは、市外からの通勤者や通学者等市内における滞在者のほか、暴力追放を趣旨とする民間団体等を広く指すものである。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

1 趣旨

本条は、本条例における用語の定義を規定したものである。

2 解説

- (1) 第1号の「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するところにより、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいう。
- (2) 第2号の「暴力団員」とは、暴力団対策法第2条第6号の規定のとおり、暴力団の構成員をいう。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法）抜粋

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、市及び市民等が暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団との交際を厳に慎むとともに、暴力団を利用しない・暴力団に金を出さない・暴力団を恐れないということを基本として、市及び市民等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

1 趣 旨

本条は、北九州市からの暴力団の排除を推進する上での基本理念について規定したものである。

2 解 説

- (1) 「暴力団が社会に悪影響を与える存在であること」とは、暴力団が暴力団対策法第2条第2号のとおり、その団体の構成員が集团的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体であること、市民に対する卑劣な暴力、対立抗争、更には示威活動などにより、市民の安全で平穏な生活を脅かしている存在であること、組織的に行使する暴力とその威力を利用して資金獲得活動などを行っており、社会経済の健全な発展に悪影響を及ぼす存在であることなどをいう。
- (2) 「暴力団との交際」とは、暴力団員と頻繁に会食し交友を深めたり、暴力団が主催するゴルフコンペに出席することなどをいい、暴力団員個人や暴力団という組織との付き合いも含む。
- (3) 「暴力団を利用しない」とは、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用しないことをいう。暴力団の威力を利用しないことはもちろんのこと、暴力団員を組織的な労働力として利用しないことも該当する。
- (4) 「暴力団に金を出さない」とは、暴力団に対する一切の資金の提供を行わないことをいう。
- (5) 「暴力団を恐れない」とは、組織的暴力を行使する暴力団に対して毅然として立ち向かうことをいう。この毅然として立ち向かうとは、これまで暴力団を恐れるがゆえに、脅し等に応じて資金提供を行い、または警察等の関係機関への相談をためらうことにより、非常に問題が拗れたり根深くなってから当事者が行政機関等に相談を行う事例が多かったことから、全ての市民が暴力団排除意識を持って、いざという時は勇気を持って関係機関等への相談や支援を求めることを意味するものである。
- (6) 本条において、「暴力団を利用しない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を恐れない」とは、暴力団排除・暴力追放の「三ない運動」として広く普及している概念であり、暴力団の反社会性にかんがみ、北九州市において暴力団排除を推進するうえでの、市民等の基本的な在り方として示したものである。
- (7) 「相互に連携し、及び協力して」とは、組織的に活動する暴力団に対して、行政機関である市をはじめ、市民等すべてが一丸となり、暴力団の排除に取り組むべき姿勢を示したものである。

(市の責務)

第4条 市は、市民等の協力を得るとともに、県その他の地方公共団体、県警察本部その他の関係機関その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市長その他の執行機関は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県知事、県警察本部長その他の関係機関に対し、当該情報を提供するものとする。

1 趣 旨

市は、その責務として、市民等の協力を得ること及び県等との連携を図ることにより、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進すること並びに暴力団排除に資する情報を県に対して提供することを規定したものである。

2 解 説

- (1) 第1項については、市が暴力団の排除を行う上で、市単体で暴力団の排除を行うのではなく、市民等の協力を得るとともに、県等との連携を図り、より効果的な施策を推進する必要があることから、これを責務として規定したものである。
- (2) 「県その他の地方公共団体」とは、知事部局、県教育委員会などの県の執行機関その他周辺市町をはじめとする他の自治体をいう。「県警察本部その他の関係機関」とは、県警察本部長以下の組織である、県警察本部、市警察部、警察署の全てをいう。
- (3) 「暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する」とは、市の事務・事業からの暴力団排除、青少年に対する教育等のための措置、暴力団の排除のための活動に関する知識の普及を図るなど、多種多様な施策を行うことをいう。
- (4) 市が行う様々な暴力団の排除のための施策を推進していく中で、市は、暴力団に関する様々な情報を入手することが考えられる。こうした情報を県に対して提供することにより、警察による暴力団員の取り締まりのほか、県が行う暴力団の排除のための施策等に反映させて、市・県が連携しての効果的な暴力団の排除を推進することが可能となるため、第2項において市が暴力団の排除に資する情報を知ったときの県に対する当該情報の提供について規定したものである。
- (5) 「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、暴力団犯罪に関する情報のみならず、暴力団の集金システムに関する情報等の暴力団の活動実態に係る情報、暴力団事務所所在地等の暴力団の組織実態に関する情報等であって、当該情報を保有する市民の常識的な判断によって暴力団の排除に資すると認められるものをいう。
当該情報の例としては、
 - 暴力団A組は、B地区の飲食店から、みかじめ料を徴収している。
 - 企業Cが、地元対策費と称して暴力団D会に利益を供与しているとの話を聞いた。
 - 企業Eは、暴力団F組の関係企業ばかりを下請けに参入させている。
 - Hマンションの2階には、I組の関係者が多数出入りしており、I組の事務所があるかもしれない。
 - 暴力団J組の幹部Kは、最近更迭され、後任に組員Lが抜てきされた。などである。
- (6) 第2項の「提供するものとする」とは、第5条第3項で規定する市民等の責務における情報提供に関する規定よりも協力する義務の程度が高い規定の仕方となっているが、これは、警察等と連携して暴力団の排除を推進すべき市としての社会的責任の重さから導かれるものである。

(市民等の責務)

第5条 市民は、暴力団の排除のための活動について、自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市及び県警察本部その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

1 趣 旨

本条は、暴力団の排除には市民と事業者がともに主体的に関わり、市の施策に協力する自覚がなければ、せっかくの本条例も効果を発揮できないことを踏まえ、第1項において市民の責務、第2項において事業者の責務、第3項において暴力団の排除に資すると認められる情報の提供に関する市民等の責務について規定したものである。

2 解 説

(1) 暴力団の排除を実現するためには、警察の取り締まりを含む行政機関の努力だけでは不十分であるため、第1項において、市民が自主的な活動に取り組むべきこと及び暴力団の組織性に対抗するためには市民が相互の連携協力を図り、一体となった活動を展開すべきであることを規定したものである。

(2) 「相互の連携協力を図って」とは、第3条で解説した「相互に連携し、及び協力して」と同様の趣旨であり、市民が一丸となり、暴力団の排除のための活動に取り組むべき姿勢を示したものである。

(3) 「暴力団の排除に関する施策」とは、第4条の「2解説」(3)のとおりである。

(4) 第1項の「協力する」とは、市が実施する暴力団の排除を目的とした事業や暴力団排除運動に参加することなどをいう。

(5) 事業者が事業を営むにあたって、当該事業から暴力団の排除のための取り組みを推進していくことは、業務の健全性及び適切性を確保し、社会的責任を果たすために重要かつ必要なことであり、さらには企業防衛の観点からも不可欠なものである。しかし暴力団の活動実態の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を背景に、潜在化した暴力団によって、銀行融資取引、証券取引または不動産の賃貸契約・売買取引が行われるなど、事業者が暴力団を利するとの認識がないまま、そのような取引が行われ、これが暴力団の排除を阻害する要因にもなっている。

このようなことから、第2項において、事業者が社会的責任を果たし、その事業が暴力団を利することがないように、事業者の責務を明確に規定したものである。

(6) 「事業（事業の準備を含む。以下同じ。）」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体をいい、その事業の準備も含まれる。営利の要素は必要としない。

- (7) 「事業の準備」は、具体的な場合にあたって諸般の事情を勘案して決められることとなるが、少なくとも「事業の準備」であることが客観的に認められ得る程度になされていることを必要とする。ただ単に事業の実施者の主観においてのみ存在するような程度、例えば実施者が単に実施しようとして内心で考えていたという程度では足りないが、その事業のための調査活動を実施した場合、事業のためにすでに従業員との雇用契約を結んでいる場合、事業の宣伝に着手しているような場合等については、「事業の準備」にあたりと解される。
- (8) 「その行う事業により暴力団を利すること」とは、事業者が暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がなくて行う行為も含む。
具体的には、暴力団員を雇用・使用すること、暴力団員と下請契約や資材・原材料の購入契約等を締結することなど、直接的に暴力団に利益を与える行為のみならず、暴力団員が経営に参画している企業を取引相手に紹介することなど、間接的に暴力団に利益を与えるような行為も含む。
- (9) 第2項の「協力するものとする」とは、前項で規定する市民の役割よりも協力する義務の程度が高い規定の仕方となっているが、これは暴力団排除の重要性およびそれに対する事業者としての社会的責任の重さから導かれるものであり、前条で規定する市の情報提供に関する規定と同様の趣旨である。
- (10) 市民等は、社会生活を営む上で暴力団に関する様々な情報を保有していることが考えられる。こうした市民等からの情報の提供を受けることにより、本条例や福岡県暴力団排除条例で定める施策等に反映させて、効果的な暴力団の排除を推進するため、第3項において暴力団の排除に資する情報を知ったときの市や警察署等への提供について規定したものである。
- (11) 「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、第4条の「2解説」(5)のとおりである。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

1 趣 旨

本条は、市が実施する事務または事業が暴力団を利することとならないように、例えば暴力団員や暴力団と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させないなど、市が必要な措置を講ずることを規定し、暴力団の排除を率先して行うべき責任を明らかにしたものである。

2 解 説

- (1) 市（市長事務部局、教育委員会、企業局など市の執行機関の全てを含む。）が実施するすべての事務・事業について、暴力団を利するようなことは許されない。県においては福岡県暴力団排除条例において、県の行う全ての事務・事業からの暴力団の排除が規定されており、それと同様に、市が実施する事務・事業の全般から暴力団を排除し、市の外郭団体、地方独立行政法人など市の事務・事業に関係する機関へも積極的な助言・指導を行うなど、市が必要な措置を講ずることを明文化したものである。
- (2) 「公共工事その他の市の事務又は事業」とは、市が発注する公共工事のみならず、市が実施する事務・事業のすべてをいう。
- (3) 「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等」とは、本条にいう必要な措置の例示であり、具体的には建設工事に係る登録業者の指名停止等の措置をとることや、物品等供給契約に係る登録業者の指名停止等の措置をとることによって、入札に参加させないような措置がこれにあたる。
- (4) 「市の事務又は事業により暴力団を利する」とは、市の事務・事業を通じ、暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がなくて行う行為も含む。
- (5) 「暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」とは、
 - 暴力団員が役員となっている事業者
 - 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
 - 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者などをいう。

(6) 「必要な措置」とは、市の事務・事業の相手方が暴力団または暴力団員と密接な関係を有する事業者でないことの確認や、要綱等に基づく指名停止の措置のほか、契約後に暴力団関係者であることが判明した場合の解除権の設定を物品等供給契約にも適用することなど、市の事務・事業が暴力団を利することを防止するために行う措置をいう。

その他にも、規則や要綱等を改正し、暴力団員を許認可または登録の対象から排除するなどの暴力団排除条項を整備すること、必要に応じて要綱等を策定し入札等から暴力団を排除する仕組みを構築すること、関係機関あてに通知文書を発件することなども該当する。

一方、市の事務・事業の中には、制度の趣旨にかんがみれば、事務・事業の相手方が暴力団員であることのみをもって一律に排除することが適当でないものや、市（市長）が行う許認可事務であるものの、欠格事由は法律によって定められ、暴力団員であることは法律上の欠格事由に該当しないものなども考えられる。

このような場合においては、

- 法律等により、地方自治体に委任された事務等であるか（暴力団の排除に関し、市が裁量権を有するか否か）
- 当該事務等に関し、暴力団の関与の実態があるか
- 当該事務等の性質上、暴力団の利益となる可能性があるか
- 前記事情から判断して、条例等による法律の上乗せ的な規制が必要（可能）か
- 暴力団の排除の実効性はあるか

などを勘案した上で、それぞれの事務・事業ごとに「必要な措置」を講ずることとなる。

(市民等に対する支援等)

第7条 市は、市民等が暴力団員に対する請求に係る訴訟の提起その他の暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が暴力団の排除の重要性についての認識を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むことができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための集会の開催その他の広報及び啓発を行うものとする。

3 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮するものとする。

4 市は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがある者に対し、県警察本部等と連携して必要な支援を行うものとする。

1 趣 旨

本条は、市民等に対する市の支援等について規定したものであり、第1項は、市が市民等に対して、暴力団の排除のための活動に自主的かつ相互の連携協力を図って取り組めるよう、必要な支援を行うことを規定したものである。第2項は、市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深め、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるようにするために、市が広報及び啓発を行うべきことを規定したものである。

また市民及び市内の事業者が、安心して暴力団の不当介入を排除し、また、その被害を警察等に届け出るためには、これを支援する行政の役割が非常に重要である。そのため第3項において、暴力団排除活動を行う市民等への市の安全配慮義務、第4項において暴力団排除に協力した市民の安全が確保されるよう市が警察と連携し、必要な支援を実施する旨を規定したものである。

2 解 説

(1) 暴力団の排除のための活動を行うにあたり、市民等が独自の力でそれを行おうとしても、そのために必要な情報やノウハウを保有しないため、実効性の高いものとするのが一般的には困難であることから、市が保有する暴力団に関する情報や暴力団の排除に関するノウハウの提供を行うことが必要である。

(2) 「暴力団員に対する請求に係る訴訟の提起」とは、暴力団の排除のための活動の例示であり、具体的には、暴力団事務所の使用差し止めや暴力団員による犯罪の被害を受けた場合の損害賠償等の請求に係る訴訟の提起を言う。

(3) 「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢等暴力団の排除のための活動に資する情報の提供をいう。市民等に対して提供する情報については、福岡県暴力団排除条例第12条(市町村への協力)に基づき県から提供される情報や市が第5条第3項の規定によって市民から得るなどして入手した情報等がその対象となる。

- (4) 「その他の必要な支援」とは、市民等が推進する暴力団の排除のための活動に資する活動全般を指し、具体的には
- 暴力団員に対する対処方針及び対処方法に関する助言及び指導
 - 業種または地域の別に応じた活動を行うことについての助言及び指導
- などをいう。
- (5) 暴力団の排除を実現するためには、市民等が自主的かつ組織的に暴力団の排除のための活動に取り組むことが必要であり、そのためには暴力団排除運動の実施や、暴力団の対応要領、マニュアル等を広報・啓発すべき立場にある市が支援を行うことにより、市民等にその重要性についての理解を深めさせることが必要である。
- (6) 「暴力団の排除の気運を醸成するための集会」とは、暴力団の排除を目的として市が開催する様々な集会（大会）をいう。
- (7) 「広報及び啓発」とは、暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及や暴力団の排除の気運の高揚などに資する活動をいう。
- 具体的にはポスター・チラシ等の配布、市政メディア等の活用などが考えられる。
- (8) 第2項において、「暴力団の排除の重要性についての理解を深める」だけでなく、第1項の規定と同様に、「暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう」にするための広報及び啓発を行うことを規定した理由は、具体的な相談場面等において実施する支援とは別に、市民等がより効果的に暴力団の排除に取り組めるよう、市が一般的に広く広報啓発活動を実施する必要があるからである。
- (9) 第3項において「その安全の確保に配慮」とは、暴力団対策法第32条第2項に定める地方公共団体の安全確保配慮義務と同趣旨の内容を、あえて本条例にも明文化したものであり、暴力団対策法にて例示されている、
- 暴力団等からの被害者等に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の申請があった場合の本人確認の厳格化
 - 暴力団員から被害を受けるおそれのある人に対する危害行為の未然防止などについて、市が安全確保に配慮すべき義務を規定したものである。
- (10) 第4項において「暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等」とは、行政機関等が主催する暴力団排除のための集会等参加に限らず、事業者がその事業活動において暴力団排除の取り組みを実施した場合や、市民が地域において暴力団排除のための活動を規模の大小に関わらず実施した場合など、広く暴力団排除のための取り組みを実際に実施した者を含むものである。
- 「暴力団から危害を加えられるおそれがある者」とは、暴力団等からの具体的な脅迫行為や威圧行為等を受けた者であるかどうかに関わらず、前段の「暴力団排除のための活動」を実施した結果、平穏な日常生活や、健全な事業活動の継続等に不安を感じている者を広く含む。
- (11) 「必要な支援」とは、上記(10)に基づく者からの相談に、市が広く応じるとともに、各事案ごとに警察と必要性等を協議したうえで、その者の安全確保のための支援を実施するものである。

(青少年に対する教育等のための措置)

第8条 市は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、その生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、地域、家庭及び学校が一体となって青少年を暴力団から守ることができるよう、青少年の育成に携わる者が青少年に対して教育、助言その他の適切な措置を講ずるための情報の提供その他の支援又は協力を行うものとする。

1 趣 旨

本条は、青少年の暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のため、第1項において、市が中学校、高等学校等において、必要に応じてこれらの目的を達するための適切な措置を講ずることを規定し、第2項において、これらの目的を地域や家庭が子ども達と一体となって達成するため、青少年の育成に携わる者に対し、市が情報提供その他の支援、協力を行うことを規定したものである。

2 解 説

(1) 暴力団は社会に悪影響を与える存在であるが、暴力団専門誌や暴力団員を主人公とした映画等が多数存在するなど、一部では暴力団を美化する風潮があるのが現実である。

よって、それらの影響を受けやすい青少年に対し、暴力団の真の実態等を認知させることにより、暴力団に対する誤った認識を払拭させ、暴力団犯罪に巻き込まれたり、暴力団に加入したりすることを防止する必要がある。

また、福岡県暴力団排除条例において、本条と同様に「青少年に対する教育等のための措置」が規定されているが、県条例の規定は県立の学校に教育を行うことを義務づける以外は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第48条に基づき、市町村に対し当該教育を行うことに関して、必要な指導、助言または援助を行うことを規定することにとどまるため、本条例において、同様の規定を設けることにより、市が青少年に対し教育等のための措置を講ずること、および青少年の育成に携わる者に対し、必要な支援を実施することを規定したものである。

(2) 青少年に対する教育の推進や、地域社会全体での取り組みは、将来における暴力団加入者を減少させ、暴力団の組織を弱体化に導くことや、青少年の福祉を害する犯罪実態を正しく認識させ、暴力団が資金獲得のために介在する犯罪から青少年を守るためには極めて重要である。

- (3) 本条第1項における「学校」とは、建物（施設）としての学校ではなく、教育機関としての学校をいう。

またこの項において、「生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずる」とは、市内学校教育現場の実態として、暴力団の子息等を抱えた教育現場では、当該児童・生徒等の健全な育成とともに、学校生活への影響など教育上の配慮が必要とされることが考えられる。

このため具体的な教育方法、学習内容については、市教育委員会等が柔軟に対応できるような規定として解釈すべきものであり、本条によって本市の教育現場における具体的な学習指導内容までもが定義されるものではない。

なお、非行が低年齢化している実情なども踏まえ、暴力団排除を目的とする教育そのものとしてではないにしろ、小学校高学年における薬物乱用防止や交通安全教室等を実施する際にも、今後、子ども達を暴力団から守ることについての配慮が検討されることも必要と考えられる。

- (4) 本条でいう「教育」とは、暴力団の実態、暴力団の悪性、暴力団犯罪の特徴等を理解させることを目的とした教育であり、教職員が実施する教育に限らず、警察職員の派遣を受けての教育等も含むものである。

- (5) 「青少年の育成に携わる者」とは、青少年の保護者、PTAの役員、地域防犯活動団体、青少年を雇用している職場において青少年を指導監督する立場にある者、自治体職員など、青少年を助言、指導できる立場にある者を広範囲に含む。

- (6) 「情報の提供その他の支援又は協力」とは、青少年の育成に携わる者が指導等を行うために必要な支援または協力であり、暴力団の現状や暴力団犯罪の実態等の教育に必要な資料や啓発教材等の提供、講師派遣等、市が実施する支援全般をいう。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第9条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等のため、暴力団員の利用、自己が暴力団と関係があることを認識させることによる相手方の威圧その他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

1 趣 旨

本条は、市民、事業者その他市内において活動するものが、暴力団の威力を利用すること全般を禁止したものである。

2 解 説

- (1) 福岡県暴力団排除条例においては、事業者が事業に関して暴力団の威力を利用することが禁止されている。本条は事業性の有無にかかわらず、市民等が暴力団の威力を利用することを禁止したものである。これは市民等が一丸となって暴力団の排除を推進する上で、暴力団の威力を、事業活動や自己のために利用することは、暴力団の排除に反する許されざる行為であるからである。
- (2) 「威力」とは、人の意思を制圧するに足りる勢力であり、「暴力団の威力」とは、暴力団に所属していることにより発生する資金獲得活動を効果的に行うための影響力をいう。
- (3) 債権の回収、紛争の解決等のための「暴力団員の利用」、「自己が暴力団と関係があることを認識させることによる相手方の威圧」などは、暴力団の威力を利用することの例示である。
- (4) (暴力団の威力の)「利用」とは、自己に有利なように暴力団の威力を活かすことであり、暴力団が暴力的行為を第三者にすることではなく、そうした行為が自己のためになされていることなどを直接、間接に他者に認識させることである。例えば暴力団が近隣住民とのトラブルを抱えている市民のために当該近隣住人に嫌がらせをすることは、暴力団による「暴力団の威力の行使」にあたるが、その住民が「これは近隣のトラブルの関係でやられたんだ。」と認識すること(トラブルを抱えている市民がそのように近隣住民に認識させること)が「暴力団の威力の利用」である。また市民自らが相手方に対し、「自分のバックには暴力団がついている。」などと言ってトラブルの処理を有利に進めようとすることも「暴力団の威力の利用」にあたる。

(利益の供与の禁止)

第10条 市民等は、暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

2 市民等は、前項に定めるもののほか、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

1 趣 旨

本条は、市民、事業者その他市内において活動するものによる、暴力団員に対する財産上の利益の供与の禁止を規定したものであり、第1項においては、暴力団の威力を利用する目的での利益の供与を、第2項においては、暴力団の活動または運営に協力する目的での利益の供与をそれぞれ禁止したものである。

2 解 説

- (1) 福岡県暴力団排除条例においては、事業者がその行う事業に関して暴力団員等に対して財産上の利益の供与を行うことを禁止しているが、本条においては、事業者とともに個人が行う財産上の利益の供与を禁止したものである。
- (2) 第1項の「暴力団の威力を利用する」とは、前条の解説のとおりである。
- (3) 「暴力団員が指定した者」とは、暴力団員が市民等に対して利益の供与をする相手先として指定した自然人及び団体をいう。暴力団員が自ら利益の供与を受ける代わりに親族や債権者等の第三者にこれを受けさせるような脱法的な行為も禁止されるべきである。
- (4) 「財産上の利益の供与」とは、金銭、物品のほか、有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、労務の提供等であって、これを受ける者にとって財産的な利得がある一切のものをいう。
- (5) 第2項の「暴力団の活動」に協力する目的とは、違法・合法を問わず暴力団が行う活動全般に対して協力することを認識していることをいう。例えば暴力団が運営資金の獲得を目的に行う薬物の密売(違法な活動)、暴力団員による役務の提供(合法的活動)等に対して協力することを認識している場合が挙げられる。
- (6) 第2項の「(暴力団の)運営に協力する目的」とは、暴力団組織の円滑な運営に結果として役立つことを認識していることをいい、例えば暴力団組事務所の建築・修繕等に利用されることを認識して資金提供を行うことが該当する。

(7) 福岡県暴力団排除条例において禁止しているのは、事業者が行う暴力団員等に対してする財産上の利益供与一般であるが、本条においては、事業活動とともに、市民の日常生活において暴力団員に対する利益供与が現金の提供という形態により行われる実態にかんがみ、個人が暴力団と訣別するための意識づけとして、こうした象徴的な利益供与形態を具体的例示として規定し、禁止したものである。

また、本条第2項は、協力目的での利益の供与を禁止しており、同様に協力目的での利益供与を禁止した福岡県暴力団排除条例第15条第2項では事業者に対し、「相当の対償のない」利益供与を禁止しているのが、本条との相違点となっている。

しかしながら、本条第2項の規定は、福岡県暴力団排除条例第15条第2項及び第3項の規定双方を含んだ内容である。福岡県暴力団排除条例第15条第3項の「(暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとなるという) 情を知って」とは、本条第2項及び福岡県暴力団排除条例第15条第2項における「暴力団の活動または運営に協力する目的で」と同様の趣旨であり、本条例では「相当の対償性」の有無を問題としない。

○福岡県暴力団排除条例 抜粋

(利益の供与等の禁止)

第十五条 事業者は、その行う事業の円滑な実施を図るため、暴力団員等又は暴力団員が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）をすること。

二 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

4 (略)

(市民暴排の日)

第11条 本市における暴力団の排除の気運を醸成し、暴力団の排除の重要性についての市民等の認識を深めるため、市民暴排の日を設ける。

2 市民暴排の日は、8月18日とする。

3 市は、市民暴排の日の啓発を行うとともに、市民暴排の日を中心として、市民暴排の日の趣旨にふさわしい行事を行うものとする。

4 市は、前項の行事について、市民等の参加を広く呼びかけるものとする。

1 趣旨

本条は、北九州市において8月18日を市民暴排の日とすること、およびこの日に広く市民等に呼びかけを行ったうえで、市民暴排の日の趣旨にふさわしい行事を行うことを規定したものである。

2 解説

(1) 平成15年8月18日、小倉北区の繁華街において、暴力追放運動を推進されていた方が経営する飲食店に対し、暴力団組員により手りゅう弾が投げ込まれ、複数の従業員が重軽傷を負う事件が発生した。

本市ではこの事件を忘れることなく、市、警察、企業、市民等が一丸となって暴力団排除を推進するため、毎年8月18日を「市民暴排の日」と規定するものである。

(2) 「市民暴排の日の趣旨にふさわしい行事を行う」とは、全市もしくは各区単位において、暴力団排除意識の高揚等を目的に、暴力団排除運動や暴力団排除を目的とした事業の実施等を行うものである。

(3) 「市民等」とは、第1条の条文中にあるとおり、市民、事業者その他市内において活動するものを広く指す。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。